

鹿屋市野里運動公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋市野里運動公園条例（令和7年鹿屋市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に定める用語の例による。

(使用許可の申請)

第3条 条例第10条第1項の規定により、有料施設及び運動広場（これに附属する設備及び器具を含む。以下「施設」という。）を使用しようとする者は、鹿屋市野里運動公園使用許可申請書（別記第1号様式）を、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、有料施設を大会等の開催で専用使用をする場合以外の方法で利用しようとするものは、別に定める施設の所定の手続の実施及び使用料の納入をもって前項の使用許可の申請に代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、運動広場の使用において、次に掲げる行為をしようとする者を除いては、使用許可の申請を要しない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために運動広場の全部又は一部を独占して利用すること。

(使用許可)

第4条 市長は、施設の使用を許可したときは、鹿屋市野里運動公園使用許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。ただし、前条第2項の規定により使用許可の申請があった場合は、使用許可書の交付を省略することができる。

(使用許可の変更及び取消し)

第5条 前条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを受けようとするときは、鹿屋市野里運動公園使用許可変更・取消申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により使用許可書の交付を省略した場合は、別に定める施設の所定の手続の実施をもって、使用許可の変更の申請及び変更の許可があつたものとみなす。

(使用料の還付)

第6条 条例第14条第5項ただし書の規定による使用料の還付については、次によるものとする。

(1) 条例第14条第5項第1号及び第2号の場合 還付率100分の100

(2) 条例第14条第5項第3号の場合 還付率100分の80

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、鹿屋市野里運動公園使用料還付申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除は、次に定めるところによる。

(1) 市若しくは市の機関が主催し、又は共催して行う行事等に使用する場合 全額免除

(2) 市又は市の機関が後援して行う行事等に使用する場合 使用料の100分の50相当額を減額

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めた場合 市長が相当と認める額を減額又は免除

(減免申請)

第8条 前条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、鹿屋市野里運動公園使用許可申請書（別記第1号様式）に減額又は免除を受けようとする理由を記載し、市長に提出しなければならない。

(原状回復後の措置)

第9条 使用者は、条例第16条の規定により施設を原状に復したときは、係員に申し出て検査を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第10条 施設を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(指定管理者に関する読み替え)

第11条 条例第4条の規定により、鹿屋市野里運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条から前条までの規定の適用については、第3条第1項、第4条、第5条第1項、第6条第2項、第7条第3号、第8条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第6条（見出しを含む。）、第7条（見出しを含む。）及び第8条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「係員」とあるのは「指定管理者」とする。

（様式の特例）

第12条 指定管理者は、第3条第1項、第4条、第5条第1項、第6条第2項及び第8条の規定にかかわらず、これらの規定に定める様式に準じて、市長の承認を得た上で当該指定管理者が定めた様式を使用することができる。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条、第8条関係）

鹿屋市野里運動公園使用許可申請書					
年　月　日					
鹿屋市長様					
申請者　団体名 氏　名 住　所 連絡先					
次のとおり鹿屋市野里運動公園を使用したいので、申請します。 使用に際しては、鹿屋市鹿屋市野里運動公園条例及び鹿屋市鹿屋市野里運動公園条例施行規則を遵守します。					
使　用　施　設	<input type="checkbox"/> 運動広場 <input type="checkbox"/> サッカー場（　面）	<input type="checkbox"/> テニス場（　面） <input type="checkbox"/> 会議室			
使　用　目　的					
入　場　料　徴　収	<input type="checkbox"/> 徴収しない	<input type="checkbox"/> 徴収する（1人当たり　円）			
使　用　人　数	人				
使　用　日　時	年　月　日（　曜日）	時　分から	年　月　日（　曜日）	時　分まで	※ 複数期間にわたる場合、詳細を別記すること。
照　明　設　備	<input type="checkbox"/> 使用する	時　分～	時　分	<input type="checkbox"/> 使用しない	
使　用　設　備　器　具					
減　免　申　請					
使　用　者　の　心　得	1 使用中の事故等については、一切を使用者の責任とすること。 2 施設設備の保全、環境美化に留意すること。 3 使用後は、施設、用具等の片付けと清掃を必ず行うこと。 4 その他管理者の指示に従うこと。				
備　考					

上記申請について、次のとおり決定してよろしいか。

決定区分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない		
許可条件			
課		使用料	円
課長	回　議	担　当	備考

第2号様式（第4条関係）

鹿屋市野里運動公園使用許可書		
年	月	日
第	号	
様		
鹿屋市長		
年　　月　　日付けで申請のあった鹿屋市野里運動公園の使用については、次のとおり許可します。		
使用施設	<input type="checkbox"/> 運動広場 <input type="checkbox"/> テニス場（　　面） <input type="checkbox"/> サッカー場（　　面） <input type="checkbox"/> 会議室	
使用目的		
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 徴収しない <input type="checkbox"/> 徴収する（1人当たり　　円）	
使用人数	人	
使用日時	年　月　日（　曜日）　時　分から 年　月　日（　曜日）　時　分まで ※ 複数期間にわたる場合、詳細は別記のとおり	
照明設備	<input type="checkbox"/> 使用する　　時　分～　時　分 <input type="checkbox"/> 使用しない	
使用設備器具		
使用料	円	
使用者の心得	1 使用中の事故等については、その使用者の責任とすること。 2 施設設備の保全、環境美化に留意すること。 3 使用後は、施設、用具等の片付けと清掃を必ず行うこと。 4 その他管理者の指示に従うこと。	
備考		

第3号様式（第5条関係）

鹿屋市野里運動公園使用許可変更・取消申請書

年　月　日

鹿屋市長 様

申請者 団体名

氏 名

住 所

連絡先

許可番号	年　月　日　第　号			
変更・取消しの区分	<input type="checkbox"/> 変更　・ <input type="checkbox"/> 取消し			
変更事項	変更前			
	変更後			
変更・取消しの理由				
備考				

上記申請について、次のとおり決定してよろしいか。

決定区分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない		
許可条件			
課		使用料	円
課長	回 議	担 当	備考

第4号様式（第6条関係）

鹿屋市野里運動公園使用料還付申請書	
年　月　日	
鹿屋市長様	
申請者　団体名	
氏　名	
住　所	
連絡先	
許可番号	年　月　日　第　号
既納使用料	円
還付申請額	円
還付申請理由	
備考	

上記申請について、次のとおり決定してよろしいか。

決定区分	<input type="checkbox"/> 還付する <input type="checkbox"/> 還付しない		
還付条件			
課	還付金額	円	
課長	回　議	担　当	備考